

愛媛県指定事務所登録機関からのお知らせ



建築士事務所の法人役員について

法人の建築士事務所登録申請においては、法人役員名簿を添付し、当該役員に変更があった場合は変更届を提出して頂いておりますが、申請者の負担軽減及び事務の簡素化の観点から

平成30年9月申請分より

次の取扱いとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

法人・役員名簿の記載について

役員名簿には、法人登記事項証明書に記載の役員を記入してください。

ただし、建築士法上の役員(※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者をいい、社外取締役、代理権を有する支配人、法人格にある各種組合の理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない。)にあたらなければ、記載する必要はありません。

例：株式会社の場合⇒

代表取締役・取締役・執行役・当該事務所の支配人（監査役は含まない。）

不明な点は個別にご相談ください。
